○農林水産省告示第七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県島原市有明町大三東戊字一本松高野五五八五の一七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県島原市有明町大三東戊字一本松高野五五八五の一七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市千々石町庚字千々石岳四五七一の一六から四五七一の一八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五七一の三六

○国土交通省告示第二百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日について同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称　軽自動車検査協会島根事務所

所在地　島根県松江市馬潟町字帰り木68番1　検査事務を開始する日　平成二十五年五月十三日

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七の二六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七の二六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第六十四号

計量法第百六条第三項において準用する同法第三十二条の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機構から検定の業務の一部を廃止する届出があったので、同法第百五十九条第一項第九号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　廃止しようとする検定の業務の範囲

非自動はかり

ガラス製体温計

抵抗体温計

アネロイド型血圧計

二　廃止の年月日

平成二十五年三月三十一日

○国土交通省告示第二百七十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

旭川水系の項中「百間川橋」を「原尾島橋」に、「岡山河川工事事務所」を「岡山河川事務所」に改める。

○国土交通省告示第二百七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第二百七十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年三月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第3845号	落下傘付信号　Art. No. 9163103	Drew Marine Signal & Safety UK Ltd.	先端部の仕様を変更したものを追加

○国土交通省告示第二百七十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社国際確認検査センター

二　住所

大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県木更津市中島字台畑、字上台畑、字下台畑、字下野際、字中野際、字上野際、字外原、字塩場、字中船倉、字上船倉、字南出戸、字新開、字野際及び字原並びに牛込字塩場の全部

木更津市中島字十六島、字出戸、字吉原、字鮒堀、字上塩場、字下塩場、字山王原、字山王、字船倉、字河迎、字南河迎、字下ノ組、字浜戸、字浜戸ノ組、字鯨ノ組、字東ノ組、字西ノ後、字越巻、字上前河原、字前河原及び字林畑並びに牛込字八王子及び字高須並びに中野字日枝前、字俣の砂、字北村、字向野及び字田向の各一部

四　土地区画整理事業の名称　木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県木更津市潮見七丁目三番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年一月二十七日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年三月二十七日